

集落営農型法人の畦畔除草困難水田における 作業再委託方式

集落営農型法人の構成員が高齢化することで畦畔管理が困難となった農地を抱える15法人を調査した結果、各法人が様々な作業再委託方式を編み出して対応されており、それらを9類型に分類できました。

調査の結果、畦畔除草が困難な水田の作業を再委託する方法として、①近隣農家などに対して畦畔除草対応農家への再委託と同じ条件で管理手当を支給して行う「管理水田割当による管理手当支給方式」と、②出役実績を基に時間給を支給して行う「時間給による対応可能者出役方式」の2類型が最も多くみられました。また、「①と②の併用方式」や、集落外に居住する集落出身者も含めて作業を割り当てる「ブロック別割当の2地域居住者活用方式」などを含む合計9通りに類型化でき、調査した15法人では多様な作業再委託方式によって集落の水田が守られていることが分かりました。

このうち「管理水田割当での管理手当支給・時間給併用方式」は、近隣農家への再委託を基本とし、対応できない場合に法人構成員が時間給出役を行うという柔軟な対応方式です。また、「ブロック別割当の2地域居住者活用方式」は、水田を個々の所有にこだわらずブロック化し、2地域居住者も含めて担当者を割り当てる方式であり、県外他出者も活用するなど画期的な方式です。

表. 集落営農型法人の畦畔除草困難水田における作業再委託方式と管理手当及び賃金

法人	作業再委託方式	対象水田	管理手当及び賃金
1	管理水田割当による管理手当支給	2戸分+保有水田	6,000円/10a(畦畔4,000円):3名
2	管理水田割当による管理手当支給	法人直営水田3ha	20,000円/10a(水管理込み):5名
3	管理水田割当による管理手当支給	3戸+法人直営分	11,000円/10a(畦畔5,500円):15名
4	管理水田割当による管理手当支給	61戸中2戸分	11,790円/10a(畦畔8,790円):2名
5	管理水田割当での管理手当・時間給併用	18戸中3戸分	4名に15,000円/10a+時給800円
6	管理水田割当での傾斜配分	17戸中6戸分	11名に面積割+収量加算で配当
7	ブロック別割当の管理手当支給	2戸+法人直営分	9,000円/10a(畦畔6,000円)
8	ブロック別割当の2地域居住者活用	7戸+法人直営分	16,238円/10a(畦畔12,238円)
9	時間給による対応可能者出役	25戸中10戸分	時給1,500円で12戸から一斉出役
10	時間給による対応可能者出役	法人直営4戸分	時給800円+αで12戸から出役
11	時間給による対応可能者出役	法人直営28戸分	時給850円で20戸の中から出役
12	時間給による対応可能者出役	草刈困難2ha分	時給1,000円で3戸が出役
13	特定グループへの時間給支給	43戸中3戸分	草刈部隊6名に時給1,200円
14	特定農家への畦畔除草手当支給	3戸+法人直営分	5,000円/10aで1名に6ha分再委託
15	全面直営で時間給・外部委託併用	20戸分全部直営	4名に時給1,000円+外部委託

問い合わせ先：総務企画部企画調整スタッフ（担当：竹山 孝治・山本善久）

TEL 0853-22-6697

E_mail:nougi@pref.shimane.lg.jp